

## ターナー対グロヴィト事件欧州裁判所判決

(*Gregory Paul Turner v. Felix Fareed Ismail Grovit* [2004] EUECJ C-159/02)

安藤 誠二

欧州裁判所(European Court of Justice)は、1968年ブリュッセル条約(民商事事件の管轄と判決執行に関する条約)の解釈に関して、連合王国貴族院の照会に答えて、

加盟国裁判所は、当事者が他の加盟国裁判所に於いて訴訟を開始・継続することを、たとえ行為の背信性(in bad faith)(係属訴訟を専ら挫折・妨害する意思と目的を持つ)を根拠としても、差し止めることができないこと、及び一方の裁判所は他方の裁判所が、背信的行為で訴訟が提起されたことを根拠に、訴えを却下・棄却すると信頼しなければならないことを明らかにしている。

### 事件の背景：

ベルギーに住居を構える(domiciled)英国人 Grovit (第一被告)が経営する多国籍企業グループ Chequepoint Group は英国内で外貨両替商を営んでいた。グループを構成する企業に、英国で営業するアイルランド会社 Harada Ltd. (第二被告)、スペインで営業するスペイン会社 Changepoint SA (第三被告)、英国に営業拠点を持つ香港会社(China Security Ltd.) (訴外)などがあつた。

1990年4月英国人弁護士 Turner (原告)は 訴外 China Security と契約し、グループの顧問弁護士(Group Solicitor)に就任し、グループ全体の法律問題(多種多岐にわたる)をロンドンで処理した。その後雇用契約は、資産移動に伴い、英領ヴァージン島会社 Checkpoint UK Ltd. (訴外)に、次いで第二被告の Harada Ltd.に移転した。どの契約も準拠法は英国法であつた。1996年11月、Turner はスペイン語研修のためスペイン移住を決め顧問退任を申し出た。第一被告 Grovit は Turner にマドリッド事務所で引き続きグループ法律顧問を続けるよう説得した。Turner は1997年11月にマドリッドに移つたが、グループ事務所での勤務日数は僅か35日間で帰英した。

### 雇用審判：

1998年3月2日 Turner はロンドンの雇用審判所(Employment Tribunal)に第二被告 Harada を訴え、不公正違法な解雇(雇用契約の履行拒絶違反)を主張した。Harada は雇用審判所の管轄を争つたが(最終雇用地のスペ

イン、Harada の会社設立地アイルランド、第一被告 Grovit の住居地ベルギー、またはブリュッセル条約 5.1 条（契約履行地）の管轄を主張して、雇用上訴審判所(Employment Appeal Tribunal)でも敗れた。結局、雇用審判所は Harada に対して損害賠償金の支払いを審決した。

#### スペイン訴訟：

1998 年 7 月 29 日第三被告 Changepoint と Harada はスペインで Turner との調停を申し立てた。（スペインでは訴訟前に調停手続きを踏む必要がある。）Turner が調停に応じないため、Changepoint はマドリッド裁判所で雇用契約違反を理由に民事訴訟を開始し、法外な金額（雇用審判所の審決金額を遙かに超える約 34 万ポンド）の損害賠償請求を行った。

#### 英国高等法院：

これに対抗して、Turner は Grovit、Harada（両者とも英国裁判所の人的管轄に服する）及び Changepoint（自主的に参加）にマドリッド訴訟の継続を禁じる「差止命令」(restraining order) ("anti-suit injunction"と同義)を英国高等法院に求めた。1998 年 12 月 22 日、Pumphrey J.が一方当事者申立による(ex parte)仮差止命令を下したが、1999 年 2 月初旬に、当事者双方を審問した Chancery Division の判事補 David Donaldson QC は差止命令の更新を認めなかった。

#### 英国控訴院：

控訴院は判事補と異なる法解釈及び事実認定を行い、1981 年最高法院法 37 条 1 項に基づく外国訴訟差止命令を下した。法解釈について、Laws LJ は、「既に英国で係属している訴訟の当事者を専ら困惑させ抑圧させる(harass and oppress)目的で、他のブリュッセル条約加盟国で訴訟が開始されたとき、英国裁判所は、他の管轄圏に於ける原告に対し差止命令により外国訴訟手続の継続を禁じる権限を持つ。」と判示した。

また証拠調べを行い訴訟手続の濫用(abuse of process)を認めた Laws LJ は、「スペイン訴訟が雇用審判所で審理申立を行っている原告を悩ます(vex)ため背信的に(in bad faith)提起されたことは議論の余地無く明白である。スペイン会社 Changepoint（Grovit または Harada でなく）がマドリッド訴訟の原告であることは、スペイン裁判所の推定管轄(putative jurisdiction)を確立する手段であって、虚偽且つ不当である。」と述べた。

(*Turner v. Grovit and Others* [1999] EWCA Civ 1532)

#### 連合王国貴族院：

被告はスペイン訴訟を取り下げた後、上訴し、House of Lords で次の主張を行った。

英国はブリュッセル条約を批准し、1982年法で国内法化しているため、ブリュッセル条約加盟国で係属する訴訟の遂行に関して差止命令を下す権限がもはや英国裁判所に存在しないこと。

「訴訟手続きの濫用」を根拠に差止命令を下すことは、ブリュッセル条約と矛盾すること。

本件事件で控訴院が下した差止命令は被告に訴訟手続きの濫用があるとの事実認定を根拠にしているため、もしそれを根拠にした差止命令が許されないのであれば、House of Lords として控訴院の命令を支持できない。マドリッド裁判所が 21 条(併行訴訟)に違反しているかどうかはマドリッド裁判所が判断する問題である。

House of Lords は、欧州裁判所に条約の解釈について次の照会を行った。

「英国裁判所に正当に係属する訴訟手続きを被告が挫折させまたは妨害する意思と目的を以て背信的に行動し(acting in bad faith with the intent and purpose of frustrating or obstructing proceedings properly before the English courts)、他の加盟国裁判所に於いて訴訟を提起・継続するおそれのあるときに、英国裁判所が被告に対して差止命令を下すことは、1968年9月27日にブリュッセルで調印された(英国は1978年10月9日加入)民商事件の管轄と判決執行に関する条約と矛盾するか？」

差止命令は、(a)英国裁判所の対人管轄に服する私人に対する命令であって、外国裁判所を拘束する意図が全く無いため条約に矛盾しないこと、(b)重複する管轄から相矛盾する判決が出現する危険性を減少するため条約の目的に資すること、との見解を補足するため、Lord Hobhouse of Woodborough は、House of Lords の意見書で、イギリスに於ける差止命令の制度について詳細な説明を行った。(Turner v. Grovit and Others [2001] UKHL 65)

#### 欧州裁判所：

欧州裁判所には、被告、ドイツ・イタリア両政府、及び欧州委員会が差止命令は条約に矛盾するとの意見書、原告と英国政府が矛盾しないとの意見書を提出した。

ECJ 判決の要旨は次の通りである。

条約は加盟国が他の加盟国の法体系と司法制度に示す相互信頼を必然的基礎としている。この相互信頼が強制的管轄体系(compulsory system of jurisdiction)の確立を可能としているため、加盟国裁判所には相互信

頼の尊重が求められる。外国判決の承認と執行に関して、加盟国が単純な体系を優先し、自国国内法を適用する権利を放棄するのは当然の結果である。

条約の定める全加盟国共通の管轄規則を各加盟国が、条約の範囲内では、同一の典拠として(with the same authority) 解釈し適用することが相互信頼の原則に内在している。

条約第 28 条に列挙する少数の例外事例（判決の承認・執行段階に限られ、特別乃至排他的管轄に関する若干の規則に関連する）を除き、裁判所の管轄を他の加盟国の裁判所が再審理することは、条約上許されない。

当事者に対して外国裁判所に於ける訴訟手続の開始または継続を、刑罰を背景に、禁止する裁判所の差止命令は、論争を裁定する外国裁判所の管轄を侵害する。差止命令は外国裁判所の管轄に対する干渉を構成し、条約の制度と矛盾する。

干渉が間接的に過ぎず、法廷地国に於ける被告の訴訟手続濫用を妨げる意図から出た事実があっても、干渉は正当化できない。他の加盟国裁判所の管轄に頼った被告の行為が非難的となっている限り、当該行為の濫用性に関して為された判決は、他の加盟国裁判所に訴えた妥当性の評価を内包する。そのような評価は、条約の基礎を為し、且つ、他の加盟国裁判所の管轄再評価を、特別の例外事例（本件は相当しない）を除き、相互信頼の原則に背く。

差止命令は訴訟手続の完全無欠性保護を意図した手続的手段であるため、専ら国内法の問題であると想定しても、国内手続規定は条約を侵害できない。差止命令を容認すれば、条約が規定する管轄規則の適用を制限する結果をもたらす。

差止命令の容認は、判決抵触の危険最小限化と訴訟競合回避を意図する、条約の目的達成に寄与するとの議論は認められない。第一に、そのような手段に頼ることは、条約が特に設定した 21 条「併行訴訟」(lis alibi pendens) と 22 条「関連訴訟」(related actions) の体系から実効性を奪うことになる。第二に、差止命令の容認は条約に規定が無い抵触を巻き込む事態を発生させるおそれがある。差止命令にも拘わらず、他の加盟国裁判所が判決を下す可能性は排除できない。同様に、差止命令を認める加盟二国の裁判所が相反する差止命令を下す可能性も排除できない。

民商事事件の管轄と判決執行に関する 1968 年 9 月 27 日付条約（1978 年 10 月 9 日付条約によりデンマーク王国、アイルランド、及びグレー

トブリテン・北アイルランド連合王国が加入、1982年10月25日付条約によりギリシャ共和国が加入、1989年5月26日付条約によりスペイン王国及びポルトガル共和国が加入) は、加盟国裁判所が係属する訴訟の当事者に対して他の加盟国裁判所に於ける法的手続の開始または継続を禁じる当該裁判所の差止命令授与を、たとえ当事者の行為が当該係属訴訟を挫折させるための背信的行為であっても、排除するものと解釈すべきである。

以 上

(2007年4月23日)